

## 令和6年教育委員会 第5回定例会

1 日 時 令和6年5月30日(木) 13時30分開会 16時20閉会

2 場 所 教育委員会庁舎1階 第1会議室

3 出席委員 教育長 中島正人  
教育委員 小澤倭文夫  
教育委員 常見幸司  
教育委員 黒田仁美  
教育委員 吉田敬徳

4 欠席委員 なし

5 出席職員 教育部長 鈴木健介  
教育部次長 野呂武志  
学校教育支援室長 谷口剛  
学校教育支援室主幹(教育課程・研修担当) 菊野幸治  
学校教育支援室主幹(生徒指導・特別支援担当) 青柳信正  
学校教育支援室主幹(学務担当) 南昭一  
教育部主幹(新総合体育館整備担当) 近藤玲司  
教育部主幹(新総合体育館整備担当) 木村清仁  
学校給食センター所長 山廣伸幸  
学校給食センター主幹 斉藤由紀  
図書館副館長 海藤久仁子  
博物館館長 石川直章  
博物館副館長 藤田泰一  
教育総務課長 佐々木雅一  
教育総務課総務係長 深田友和  
教育総務課総務係 高橋ありさ

6 傍聴人 なし

7 議 題

議案第1号 市立小樽図書館協議会委員の任命案

議案第2号 小樽市奨学生選考委員会委員の委嘱案

議案第3号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会要領案

議案第4号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会への諮問について

- 議案第5号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会委員の任命及び委嘱案  
議案第6号 令和6年度小樽市奨学生の決定案  
議案第7号 令和6年度小樽市一般会計補正予算に係る意見の申出案  
議案第8号 小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案に係る意見の申出案  
協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定について  
報告第1号 第5回日本博物館協会賞の受賞決定について  
報告第2号 学校給食のアレルギー対応について  
報告第3号 学校運営協議会委員の任命状況について  
報告第4号 新総合体育館整備事業について  
報告第5号 任用前の教諭による業務実施について  
その他 市議会第1回定例会について  
寄附採納について

## 8 議 事

**教育長** ただ今から、教育委員会第5回定例会を開会いたします。  
本日の会議の議事録署名委員に、小澤倭文夫委員を指名させていただきます。  
はじめに、お諮りいたします。

「議案第6号 令和6年度小樽市奨学生の決定案」は、会議規則第13条第1項第1号により、「報告第5号 任用前の教諭による業務実態について」は同項第2号により、「議案第7号 令和6年度小樽市一般会計補正予算に係る意見の申出案」及び「議案第8号 小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案に係る意見の申出案」は、同項第3号により、「議案第5号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員の任命及び委嘱案」、「協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定について」及び「報告第4号 新総合体育館整備事業について」は、同項第5号により、それぞれ非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたいと思いますが、それよろしいでしょうか。

**各委員** (異議なし)

**教育長** では、そのように進めさせていただきます。  
それでは、「議案第1号 市立小樽図書館協議会委員の任命案」の説明をお願いします。

### **議案第1号 市立小樽図書館協議会委員の任命案**

**図書館副館長** 「議案第1号 市立小樽図書館協議会委員の任命案」につきまして、御説明いたします。

この議案を提出いたしましたのは、市立小樽図書館条例第7条の規定により設置しており

ます図書館協議会委員10名のうち、1名が退任し、また、もう1名の委員に交代がありましたので、この後任を任命するためであります。

資料の2枚目、市立小樽図書館協議会名簿（旧）を御覧ください。

まず、副委員長の高橋恒雄委員ですが、管外に異動しましたことにより、令和6年3月31日付けで退任届をいただいております。また、吉田敬徳委員につきましては、昨年度教育委員に就任されたことにより、退任届をいただいております。

資料3枚目の市立小樽図書館協議会名簿（新）を御覧ください。

協議会委員の任期は来年令和7年7月25日までとなっております。この残りの任期を務めていただく後任の委員につきましては、高橋恒雄委員の後任は、推薦団体である小樽市学校図書館協議会様の総会終了後に推薦を依頼いたしますので、改めて定例会にて御報告いたしたいと思っております。

また、高橋委員が勤めていた副委員長につきましては、協議会開催時に互選して決定したいと考えております。

次に、吉田敬徳様の後任には、小樽市父母と教師の会連合会様より、新たに佐藤範幸様を御推薦いただきましたので、佐藤様を委員に任命したいと考えております。

以上、本任命案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**教育長** 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

**各委員** (なし)

**教育長** それでは、本件を終了させていただきます。  
続きまして、「議案第2号 小樽市奨学生選考委員会委員の委嘱案」の説明をお願いします。

### **議案第2号 小樽市奨学生選考委員会委員の委嘱案**

**学校教育支援室主幹（学務担当）** 「議案第2号 小樽市奨学生選考委員会委員の委嘱案」について御説明いたします。

小樽市奨学生選考委員会では、高等学校又は教育委員会が高等学校の課程と同等であると認めた学校に在学する。

小樽市民の子弟である生徒が、経済的な理由により学費の支弁が困難な場合、申請者の中から世帯の収入、成績などを勘案し、奨学生を選考しております。

同委員会は、4枚目にあります小樽市奨学条例第2条第2項にありますとおり、市議会議員、市民生委員、市内の中学校長、市内の高等学校長及び学識経験者で構成されております。

今回の委嘱案につきましては、2枚目の委員名簿に記載されておりますとおり、新たに2名を委嘱するもので、市内の高等学校長について、市内高等学校長会の役員改選に伴う異動があったため、同会から推薦のありました小樽潮陵高等学校長佐藤一昭氏に、また、小樽市

P T A連合会の役員改選に伴う異動があったため、同会から推薦のありました、西野亜美氏に委員を委嘱するものです。

なお、変更部分につきましては、ゴシック体で記載しており、任期は、令和8年4月30日までとなっております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長** 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

**各委員** (なし)

**教育長** それでは、本件を終了させていただきます。  
続きまして、「議案第3号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会要領案」の説明をお願いします。

### **議案第3号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会要領案**

**学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）** 「議案第3号 令和7年度使用小樽市中学校教科用図書調査委員会要領案」について、御説明いたします。

まずお手元の議案、3枚目のデータになります「令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会要領」を御覧ください。

1の「基本方針」について、(1)にありますとおり、本委員会は「小樽市教科用図書調査委員会規則」に基づき、教科用図書調査委員会を設置し、(4)にあるように、平成16年度から「調査委員会」における保護者の参画を促進し、調査研究により広い視点からの意見を反映させていくこととしております。このことから、4の(1)の②におきまして、保護者が加わっております。

次に2の「委員会の設置」についてですが、(2)にあります、調査委員会を設置する期間は6月7日から8月31日までと考えております。

次に4の(1)、委員会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから市教委が任命し、又は委嘱することとします。

4の(3)、委員の欠格条項については、平成28年5月11日付け北海道教育委員会決定の北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項に掲げるものとします。欠格条項については、後ほど、説明いたします。

次のページを御覧ください。5の(1)については、各小委員会において調査研究を行います。小委員会の人数は、それぞれ校長1名、教頭1名、主幹教諭又は教諭2名、学識経験者1名、保護者1名の計6名を考えております。

次のページを御覧ください。先ほどの欠格条項についてです。記載は「選定審議会委員」とありますが、先ほど御説明しましたとおり、本調査委員会の委員の欠格条項は、これと同様に取り扱うこととしており、「教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者

及び三親等内の親族は、委員となることはできないこと」など、お手元の資料のとおりとなります。なお、委員の皆様も同様となります。

次に今後の日程について御説明させていただきます。最後のページの表「調査研究の日程」を御覧ください。

調査委員会は6月7日（金）に第1回総会を開催し、その後、小委員会において調査研究を行います。

基本的には、これまでと同様の調査研究となりますが、今年度の採択におきましては、英語で「学習者用デジタル教科書」を扱うことができます。あくまでも、教科書採択は紙の教科書を決定する行為ですので、調査研究の対象は紙の教科書であることを原則とした上で、採択の考慮事項とすることができます。これは、昨年度の小学校と同様の扱いとなります。

本市としても、原則を踏まえた上で考慮していきたいとは考えておりますが、その方法等につきましては、今後道教委から示される「採択参考資料」などを踏まえ進めて参りたいと考えております。

教科書展示会については、法定期間内である6月14日から6月27日まで市教委内の教科書センターにおいて展示した後、6月29日から7月12日まで市立小樽図書館にて展示します。

6月27日（木）の第6回定例会では、「調査研究の観点」について報告いたします。

教育委員会は、7月19日（金）に開催する調査委員会第2回総会で調査研究の結果の答申を受け、7月25日（木）の教育委員会第7回定例会にて、調査委員会の委員長より調査研究結果等について報告させていただきます。また定例会終了後に、1回目の「教科書採択勉強会」を開催していただく予定ですが、終了時刻の関係もございますので、同日がよいのか別途協議いただきたいと思います。

その後8月5～8日の中で、2回目の勉強会を行い、「教科書採択」の協議及び「公表方法」の協議を行い、8月29日（木）の教育委員会第8回定例会で「採択決定」及び「採択理由書の決定」をしていただく予定でございます。

教科書採択につきましては、平成31年4月10日に文部科学省から教科書採択における公正確保の徹底について通知があり、近年採択関係者に対し、検定申請本の内容の開示を伴う不適切な行為や歳暮の贈答、教材の無償提供といった行為、さらには、従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかになっております。

委員の皆様には、教科書会社の方々からの様々な働きかけも十分予想されますので、御注意いただき、公正確保について特段の御配慮をお願いします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

**教育長** 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

**各委員** (なし)

教育長           それでは、本件を終了させていただきます。  
                  続きまして、「議案第4号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会への諮問について」の説明をお願いします。

#### **議案第4号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会への諮問について**

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当）     「議案第4号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会への諮問について」御説明いたします。

2枚目のデータを御覧ください。小樽市教科用図書調査委員会規則第2条の規定に基づき、令和7年度から市立中学校において使用する中学校用教科用図書について、次のとおり調査委員会へ諮問することとします。

1、発行者から送付される全ての教科用図書見本について調査研究を行い、その結果を当教育委員会に答申すること。2、調査研究に当たっては、北海道教育委員会が示した採択基準に基づき、文部科学省が発行する「教科書編修趣意書」及び北海道教育委員会が作成する「採択参考資料」を参考として行うこと。3、答申の期日は、令和6年7月19日とする。  
以上、御審議のほど、よろしくお願いたします。

教育長           本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。  
                  よろしいでしょうか。

各委員           （なし）

教育長           それでは、本件を終了させていただきます。  
                  続きまして、「報告第1号 第5回日本博物館協会賞の受賞決定について」の説明をお願いします。

#### **報告第1号 第5回日本博物館協会賞の受賞決定について**

総合博物館副館長     「報告第1号 第5回日本博物館協会賞受賞決定について」御報告申し上げます。

本年、11月27日に長野県松本市で開催される「第72回全国博物館大会」において、小樽市総合博物館が「第5回日本博物館協会賞」を受賞することが決定されました。

日本博物館協会は、全国約1,100の博物館が所属している団体で、博物館に関する各種事業を通じ、教育、学術及び文化の発展に寄与するために活動している公益財団法人で、令和2年より本賞を創設し、国内施設を顕彰しています。

この度の受賞にあたっては、隣接する商業施設との連携や、小樽歴史景観区域を拠点とした活動など、小規模な地方博物館ながらも地域の独自性を確立したまちづくりへ継続的に地道に取り組んできたことが評価されたものと考えております。

報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。  
大変喜ばしいお話だと思いますし、博物館のこれまでの取組を全国的に評価されたことが嬉しいなと思いながらお話を聞かせていただきましたが、これまでどのような博物館が受賞されているのか情報はありますか。

総合博物館副館長 第1回は北名古屋市歴史民俗資料館とちひろ美術館、第2回は福井県年縞博物館、第3回は大原美術館、第4回は明石市立天文科学館となっております。

教育長 受賞理由のところに書いてあると思うのですがけれども、今回選ばれた決め手について、博物館としてはどのように捉えていますか。

総合博物館副館長 我々といたしましても、具体的な個別の事業はしてはいないのですが、主に裏方として、他の企業様がやられている事業の歴史的背景の裏付け等を継続的に幅広く行ってきたところが評価に繋がったのではないかと思います。

教育長 ありがとうございます。  
委員の皆様から何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。  
続きまして、「報告第2号 学校給食のアレルギー対応について」の説明をお願いします。

## 報告第2号 学校給食のアレルギー対応について

学校給食センター主幹 「報告第2号 学校給食の食物アレルギー対応について」報告いたします。

現在の学校給食の食物アレルギー対応は、「卵アレルギー」と「卵を除くアレルギー表示28品目」の対応をしております。アレルギー表示28品目につきましては、資料カッコ内の国が表示義務、表示推奨している食材です。

「卵アレルギー」の対応につきましては、給食の献立から卵を除去して提供、また除去した卵料理の代替りのメニューを提供する対応をしております。資料の四角の中の国の示すアレルギー対応分類ではレベル1～4の対応をしています。

「卵を除くアレルギー表示28品目」の対応につきましては、給食の詳細な献立表を事前に保護者へ提示し、給食を「食べる」「食べない」の判断をしてもらい、自己除去、一部お弁当持参の対応をしています。学校で喫食する際に保護者が事前にチェックした詳細な献立表の内容と配食内容を先生が誤食がないことを確認してから提供しています。この対応は、国の示す分類ではレベル1～2の対応をしています。

現在「卵アレルギー対応」「卵以外のアレルギー表示28品目の対応」をしている児童生徒は、令和5年度で100名と多くなっていることから、食物アレルギー対応についてもう少

しできることはないか、検討を進め、新しい取り組みを2学期より開始することといたしました。

取組内容は、給食提供食材から「卵以外のアレルギー表示28品目」のうち、アレルギー症状が重篤な場合が多い食材や使用頻度が少なく、栄養価に大きく影響しない食材の「そば、落花生、くるみ、あわび、いくら、カシューナッツ、アーモンド、マカダミアナッツ、キウイ、やまいも」を完全除去することといたしました。

この対応による効果として、食物アレルギー対応なしで給食を食べることができるようになる児童生徒は100名中13名でアレルギー原因食材を複数持っている児童生徒延べ数で269名中109名が食べられるようになります。

また、保護者が毎月確認する詳細な献立表のチェックがなくなり、年1回の食物アレルギー対応申請書と医師による学校生活管理指導表の提出のみとなり保護者負担の軽減にもつながります。

特にナッツや木の実類は重篤なアレルギー症状を発症するケースが多く、家庭でアナフィラキシーショックを起こしたことがある児童生徒44名中ナッツや木の実による児童生徒は7名となっており、学校にエピペンを持参している児童生徒17名中ナッツや木の実による児童生徒は6名となっております。

この取組を開始することで懸念される事項としましては、学校給食で10品目の食材を食べる機会がなくなってしまうということがあります。10品目の完全除去により、この10品目の食物アレルギーの児童生徒がみんなと同じ給食を食べることができるようになり、より安全安心な給食を提供できるようになると考えております。

「学校給食の食物アレルギー対応について」報告は以上であります。

**教育長** 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

**常見委員** 10品目、一応7品目のうち2つは入っているわけですが、エネルギーに対しての影響がないという話ですが、児童生徒のアレルギーの中でこのアレルギーが多いから除去したという理由もあるのですか。

**学校給食センター主幹** はい。ナッツ類は増えてきていまして、重篤な方、エピペンを持ってきていられる方がいて危険かなということで選びました。

他の物に関しては、中国系の調味料に入っていたりしますので、栄養価には影響しないということで除去することにしました。

やまいもは単品でのアレルギーなので、それを完全除去することで全部食べられることになります。

**常見委員** 調味料に入ってくる品目の影響は不安定なところがあるので、完全除去は正しいのかな、良い選択かなと思います。完全除去する場合、給食を食べることができるようになる児童生徒が10パーセントまで増えるのはのはすばらしいことだかなと思います。

ただアレルギーのお子さんをもっている親御さんは、「お子さんの食べられるものを増や

したい」という希望も非常にあって、一方で「これは食べられるのに」というものをなぜ減らすのかという話がでる場合なんかも他で聞くことがあるので、事前に説明をきちっとしておくのがポイントかなと思いました。

**教育長** 貴重な御意見かと思しますので、参考にして取り組んでいただければと思います。他にございますか。

**小澤委員** このような方法で、みんなが同じ給食を食べながら学校生活を送れるのは大変素晴らしいことだと思っています。

ただ私の方でよく状況がわからないのですが、アレルギーで給食を食べられない方の人数は減りますが、減るほど担任確認が確実にもなるかもしれないですが、注意が薄らいでいくかと思しますので、例えば詳細な献立表を事前に配布して、チェックして食べる食べない、一部弁当にする、それがどのようなかたちで担任の先生に届くのか、それが1つと、献立表は1か月単位でしょうから、直近の日に担任は確実に覚えてないといけないのか、それとも配膳されたときに表示があって識別できるのか、そのあたりが今後アレルギー対応の徹底化に必要なのかなと思ったので、その辺の対応をお聞きしたいと思います。

**学校給食センター主幹** 卵に関しましては、個別対応でそれぞれのお子さんに別献立で来ますので、バッグに別の食器に入れて出しています。

チェックは何重にもするので間違いなくその子に届くようになっています。

卵以外の28品目のアレルギーのお子さんに関しましては、1か月単位で詳細な献立表を保護者に渡しまして、前月の後半に学校に提出してもらうようにしておりまして、学校の管理職と担任の先生の控えがあり、教室とかに貼ってありますので、今日は何かというのを必ず確認してから給食を摂っております。

**小澤委員** わかりました。

ただ私の体験からいくと、給食の配膳時間は担任が非常に慌ただしいので、万が一にも誤食がないような手立てを講じていくことが必要かなと思いましたのでお話しした次第です。改めて学校にお伝えしてもらえればと思います。

**教育長** 改めて注意喚起も含めて学校の方にお伝えしていただければと思いますし、担任の先生がいらっしやらないときもあると思うので、学校全体で注意喚起に取り組んでいただけるようお伝えいただければと思います。

他にありますか。よろしいでしょうか。

**各委員** (なし)

**教育長** それでは、本件を終了させていただきます。  
続きまして、「報告第3号 学校運営協議会委員の任命状況について」の説明をお願いします

す。

### 報告第3号 学校運営協議会委員の任命状況について

学校教育支援室主幹（学務担当） 「報告第3号 学校運営協議会委員の任命状況について」御説明いたします。

学校運営協議会は、学校運営及び当該運営に必要な支援に関して協議をする機関として、市教委及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、支援・協力を促進することにより、相互の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとして、体制が整った学校に設置しているもので、設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」と呼んでおります。

令和6年度に、3つの校区で学校運営協議会が新設されたことにより、市内全小中学校の29校に19の学校運営協議会が設置されました。新設された、3つの学校運営協議会は、潮見台小学校、潮見台中学校の2校による合議体として、潮見台中学校区学校運営協議会、桜小学校、桜町中学校の2校による合議体として、桜町中学校区学校運営協議会、望洋台小学校、望洋台中学校の2校による合議体として、望洋台中学校区学校運営協議会です。

新設された3つの協議会で新たに任命する委員は計42名で、任期は、令和8年3月31日までです。

次に、令和5年度以前に設置した学校運営協議会は16あり、そのうち、任期満了による改選校が、長橋中学校区、稲穂小、山の手小、奥沢小、向陽中、朝里中、銭函中学校区の7協議会、新たに任命される委員は90名で、任期は、令和8年3月31日までです。

残る9協議会につきましては、現在の任期が令和7年3月31日までとなっており、交代等により新たに任命される委員は24名です。

委員数別の学校数ですが、1つの学校運営協議会の委員数は15名以内として規定しており、一番人数の少ない協議会は9名、最大数の15名で構成している協議会も6つあります。

委員の構成ですが、保護者、地域住民、対象学校の校長、教職員などとなっており、それぞれの人数は内訳で示したとおりとなっております。

前年度、令和5年度末からの推移は一番下に示した表のとおりとなっております、現在、合計で239名の方に委員を任命しております。

2枚目からは、新設の学校運営協議会の委員一覧が示されており、その下には令和5年度以前から設置されている学校運営協議会の新旧委員名簿となっており、変更となっている部分はゴシック体で記載しております。

報告は以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

これですべての学校で、いわゆるCS、コミュニティ・スクールとなったということでしょうか。

学校教育支援室主幹（学務担当） はい。ここからが新たな始まりだと思っているのですが、活発に

なるように手助けしていきたいと思います。

**教育長** そうですね、地域と共にある学校づくりというところで、地域の方々にも元気になってもらえるようなCSの取り組みに繋げていってもらえたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にありますか。よろしいでしょうか。

**各委員** (なし)

**教育長** それでは、本件を終了いたします。

続きまして、その他の報告で「市議会第1回定例会について」の説明をお願いします。

### **その他 市議会第1回定例会について**

**教育部長** 「市議会第1回定例会について」御報告いたします。

表紙の次のページ、目次を御覧ください。3月4日と5日が代表質問、6日が一般質問、7日から14日までは予算特別委員会で、当初予算の質疑のため、所管質疑を含め日程が長くなっており、3月15日が総務常任委員会の開催となりました。

質疑の概要ですが、分量が多いので、ポイントで御説明いたします。

1 ページを御覧ください。3月4日の代表質問で、公明党の横尾議員から、公共施設の再編について、中心市街地への移転を含めて、今後の図書館の在り方や活用の見直しの検討についての御質問です。

教育長から、市が策定した公共施設の長寿命化計画で、図書館は、現施設を維持していくこととしている中で、市民の声から、移動図書館、まちなか図書館、サービスセンターでの予約図書受取などの取組を通じて、市民の利便性の向上を図っているが、中心市街地における公共施設の活用を検討する中で、仮に市庁内において、図書館の設置の必要性について、協議をしていくということになれば、教育委員会もその議論に参加してまいりたいと御答弁しております。

1 ページ下段、3月5日の代表質問で、立憲・市民連合の高橋議員から、新総合体育館についての御質問です。

まず、①今後の市民説明会、市民への情報共有についての御質問です。教育長から、本年1月に開催した市民説明会で、今後は業者選定を経て設計段階に入るため、市民説明会とパブリックコメントの予定はないが、何らかの形で情報発信をしていく旨、お答えをしたもので、新総合体育館につきましては、今後、基本設計など、より具体的な姿が見えてくるため、市民の皆さんの関心もより一層高くなると考えており、引き続き広報おたるや市のホームページを活用した情報発信をするなど、市民の皆様への丁寧な説明に努めるとともに、今後は、進捗状況に応じた効果的な情報共有の方法についても、検討してまいりたいと御答弁しております。

2 ページ上段②新総合体育館の建設費、将来の価格の上昇は勘案しているか、最初と直近

の試算の差の原因、③建設費に一定の天井は設けるのかという御質問です。

教育長から、概算事業費は、最近の類似施設の単価を基に、国が示す指数を用いて現在価格への修正を行っているが、将来に向けての価格上昇分は、不確定要素が多いため、現時点では加算していないこと、また、最初と直近の概算事業費を税込みの本体建設費で比較すると、令和3年度策定の長寿命化計画では約58億円、令和5年度に策定した基本計画では約76億6,000万円で、この差は、昨今の世界情勢と円安などによる資材価格や人件費の高騰に加え、ZEB化費用を加算したことが影響しているものと考えている旨御答弁するとともに、本事業を推進する上で、市の実質負担額を極力抑えていくことが必要であることから、国庫補助や交付税措置で有利な市債などを活用したいと考えているが、国等との具体的な協議は今後進めることとなっており、現時点で事業費に一定の上限を設けることは難しいと御答弁しております。

また、3ページ中ほどの2つ目の再質問で、ZEB化費用について御質問があり、税込みで4億8,400万円ほどが含まれている旨御答弁しております。

次に3ページ下段、3月5日の代表質問で、自民党の松岩議員から、教育行政執行方針と令和6年度の教育予算案についての質問です。

まず、①林教育長が任期中に重視したこと、力を入れ取り組んだことにつきましては、教育長から、学校教育では子どもたちのための教育行政を、社会教育では市民のための教育行政を行うことを心掛けるとともに、総合的かつ長期的な視点で効果的に事業を行うため、学校教育と社会教育を融合させた初めての計画として小樽市教育推進計画を令和元年に策定したこと、具体的な取組として、市内全校の校舎と屋内体育館の耐震化、通級指導教室の拡充や教育支援センターの設置、また、子どもたちへの教育内容充実を図るため、一般教職員、主幹教諭の配置、ALT、学校司書をはじめ様々な教職員を増員、児童生徒のふるさと小樽への愛着を育み、これからの小樽を担う人づくりの取組として、小樽港内遊覧屋形船に乗船、潮ねりこみ参加を全小中学校に拡充するなどのふるさと教育の充実へ努め、社会教育の分野では、新総合体育館の建設に向けた事業スタートさせたほか、小樽市歴史文化基本構想を策定し、小樽市指定文化財の指定や日本遺産の取組につなげるとともに、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事についても、完工の目処を付けられたと御答弁しております。

次に6ページ上段、⑩学校教育支援室の指導グループに関係してですが、教員出身の指導主事について、適正な職員配置になっているかとの質問です。

教育長から、これまでも業務量と職員数について検証を行い、平成27年度、令和元年度にそれぞれ1名ずつ増員し、現時点では7名の配置となっており、道内他都市と比較しても少ない人数ではないが、学校教育の様々な課題への対応が必要な部署のため、近年、指導主事の業務が増加する傾向にあるので、業務量と職員数について適正な配置となっているか、今後も検証してまいりたいと御答弁しております。

次に6ページ下段、3月5日の代表質問で、共産党の小貫議員から、新総合体育館整備について、③短水路公認プールを利用した全道大会は、公認大会も含め開かれる可能性はある。教育委員会として積極的に誘致に取り組むべきではとの御質問です。

教育長から、様々な種類の全道規模の大会が開催されており、そうした大会の中には、短

水路である新総合体育館のプール室で開催することが可能と思われる大会もある。また、大会を公認する北海道水泳連盟では、現計画による公認プールが開設された際には、大会等の誘致について協力したいとの御意見を頂いており、教育委員会としては、道水連及び小樽水泳協会等の関係者と連携し、新総合体育館のプール室での大会等の誘致について、積極的に働きかけてまいりたいと御答弁しております。

次に7ページ、3月6日の一般質問で、公明党の白川議員から、子どもを性犯罪から守るAIアプリの導入、①本市の取組についての御質問です。

教育長から、学習指導要領に基づき道徳や各教科の授業において、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てること、情報社会で安全に生活するための危険回避の理解やセキュリティの知識・技能を身に付けることについて、指導をしていること、情報モラル教室や、ネットパトロール体験会の実施、各種資料による啓発や、「おたるスマート7」を周知するなどして、学校や家庭においても、子どもをネット犯罪や有害サイトから守る取り組みを進めているとの御答弁しております。

次に8ページを御覧ください。ここからは、予算特別委員会の質疑概要となります。

まず、みらいの中村岩雄委員からの御質問です。

小樽職人の会について、市内小中学生を対象に100名分の製作体験費用を無料とするので、実施を考えてもらえないかという御質問で、学校教育支援室主幹から、校長会に情報提供する旨の御答弁をしております。市内では、市の産業振興課の所管で、ガラスの製作体験を全小学6年生に実施していますが、それとは別に職人の会の製作体験の無料提供100名分ということで、この件は、既に4月に校長会を通じて情報提供させていただいています。

次に、その下です。アスリートや子供たちの教育施設における盗撮について、縷々御質問がございました。

生涯スポーツ課長から、学校、高島温水プール、総合体育館など、市内での盗撮被害は報告がないこと、日本スポーツ協会の取組を小樽スポーツ協会でも進めていくと聞いている旨御答弁しております。

次に9ページを御覧ください。フッ化物洗口について、導入の目的や効果、実施の具体的な手順、保護者の理解、保健所や歯科医師会との連携などについて御質問です。

学務担当主幹から、本市の小学生の齲歯率が全国、全道と比較して高いことから、これを改善するために各小学校において、2学期から週1回、事故防止のため、希釈済みでそのまま使用可能な溶液濃度0.2%、10ミリリットルのフッ化物水溶液を使用して、誤飲しないように下を向いた状態で行うこと、保護者から同意を得た児童のみ行うなど、記載のとおり、御答弁しております。

次に11ページを御覧ください。公明党の白川委員から、石山収蔵庫移転等事業費、現在、旧石山中学校に保管している埋蔵文化財と総合博物館の資料を、旧北手宮小学校へ移転するための事業費について、縷々質問がありました。

石山収蔵庫の老朽化により、雨漏りによる資料の汚損や、建物への侵入者がおり、時折、警察から連絡がありますが、盗難や破壊の恐れがあることから、市の公共施設の長寿命化計画で、旧北手宮小学校に移転をする予定を前倒して進めることになった旨御答弁しております。また、収蔵品の保管方法や、年間の収蔵品の増加数、収蔵品とするための流れなどの御

質問のほか、15ページ下段ですが、今後も石山収蔵庫を収蔵庫として活用する予定については、市教委としてはその可能性はないと考えていると御答弁しておりますが、先般、市長と副市長が現地を視察し、新聞社2社の記者も同行して、市長へ取材をしておりますが、市長から記者へ、修繕には相当の予算が必要であり、公共として使用用途がなければ市での修繕は難しい、来年度に他の用途について検討してみたいが、ハードルは高い旨お答えしているところです。

次に、16ページの中段を御覧ください。立憲・市民連合の面野委員から、新総合体育館についての御質問です。

17ページ上段を御覧ください。新総合体育館の設計、建設等を担う事業者選定の業務フローについて、どのような組織がかかわって、そのように選定を行っていくスケジュールかという御質問です。

新総合体育館整備担当主幹から、令和6年度に入ってから、事業を支援するコンサル会社の選定を行い、本格的に動き出すのは今年5月頃からとなる。最初に行う作業としては、事業者の募集要項や新総合体育館に求める様々な機能を記載した要求水準書を作る。この内容を識者等で構成される選定委員会で内容を見てもらいながら進め、年末の12月ぐらいまでには資料を取りまとめ、年明けから事業者公募を開始し、来年令和7年の春頃から事業者の審査を開始する。審査にも数か月要し、令和7年の秋頃までに事業者を選定し、仮契約を経て、最終的には令和7年12月に事業者と本契約を結ぶといったフローを想定しており、市議会の議決事項として、本年、令和6年12月の第4回定例会での債務負担行為の議決、その後、令和7年12月の第4回定例会で本契約の議決をいただくことを想定している旨御答弁しております。

また17ページ下段ですが、公募により、応募のあった企画自体を公開できるタイミングはあるのかということで、例えば、新幹線新駅の駅舎デザインで市民アンケートをとったイメージで、体育館でも市民が自分事として参加できるような、何か開示を含めて取組を進めてはどうかとの御質問です。

私から、新総合体育館の整備に向けて、市民に関わってもらうことが重要だと思っていること、何案かパースを示して、市民から意見をもらいながら進めたいと考えているが、落選した提案内容は、外に出せないこと、事業費が膨らんだり、工期が延びないという中で、検討していきたいと考えているとの御答弁をしております。

次に18ページ中段から20ページ中段にかけて、共産党の酒井委員から、校外学習費の助成についての御質問です。

本市では、校外学習等助成事業要綱に基づき、学校配当予算として学校長の裁量で支出しておりますが、昨今の物価高騰もある中で、基準額や児童生徒単価の見直しが必要ではないか、予算額を増やし、保護者負担が増えないよう検討すべきではないかといった趣旨です。

教育長から、教育委員会ではこれまでも、校外学習活動費をはじめ、日頃の学習に係る事業、例えば教材費やふるさと学習に関する経費、キャリア教育の経費など、本市の子供たちの教育環境、子育てしやすい環境などを整えていくために、予算の確保に努めてきた。保護者の負担軽減、総額としてどうしていくのかということ、校外学習費に限らず、その軽減に向けて検討していく必要があると思っており、一歩でも前に進められるように、今後も鋭意

取り組んでいきたいと考えている旨御答弁しております。

少し飛んで、23ページ上段を御覧ください。共産党の松井委員から、給食費無償化について御質問です。

令和6年度は、令和4年度の給食費保護者負担額を据え置き、さらに4月と5月の2か月分を無償にしておりますが、残りの10か月を無償化して通年無償化してほしい、そうでなければ、せめて半額にする検討をしてはどうかとの質問で、学校給食センター所長から、多額の財源が必要となるので、現状では難しいものと考えている旨御答弁しております。

次に24ページ上段からは、就学援助についての御質問です。

学務担当主幹から、現在、文科省が補助対象品目としている中で、本市が対象にしていなものは、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費の4つで、対象品目の拡大については、保護者の負担軽減につながるものと考えているが、限られた財政の中でどの事業を優先すべきか、引き続き、市長部局と協議していきたいと考えている旨御答弁しております。

次に25ページ中段から27ページまでは、みらいの小池委員から、小・中学校のグラウンド整備について、他に課題はあるのは承知しているが、グラウンドの整備環境づくりにも目を向けてもらいたいといった趣旨です。

施設管理課長から、学校グラウンドの全体計画については、手がけられていないが、令和5年度は緊急を要する2校のグラウンドの修繕を行ったほか、学校グラウンドの現状把握はしており、計画について必要があると考えているので、今後、検討していきたいと考えている旨御答弁しております。

次に28ページからは、総務常任委員会となります。

31ページを御覧ください。公明党の白川委員から、国際理解教育の充実について、本市の現状と課題、取組、達成目標、全国学力・学習状況調査の英語に関して、さらに英検の受験、費用負担などについて御質問です。

学校教育支援室主幹から、グローバル化が進展し国際化も進む中、国際社会において主体的に行動できる資質能力を育成するため、英語で日常的なコミュニケーションができる力を育成する取組が必要であると考えていること、本市では様々な国籍のALT6名を中学校を中心に配置して、外国語を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を行っているが、全国学力・学習状況調査の中学校英語の結果については、全国の平均正答率を依然下回っている状況にあり、子供たちの英語力を高めていかなければならない状況にあること、33ページ上段、学習意欲は学力の大切な要素であり、本市の子供たちの多くが英語の授業に対して前向きであるということは大変喜ばしいことであるが、これが正答率にまで結びついていない状況については、しっかり受け止めて改善していかなければならないことから、各学校と課題を共有し、教員の指導力向上に向けた研修などの取組を引き続き進めていく必要があるものと考えている旨御答弁しております。

また34ページ下段、英検について、学習レベルに応じて、どの級からでも受験することができ、級の取得を目指してチャレンジする意欲につながるものと考えている。中学生全員に助成することについては、積極的に受けたい子、そうではない子をどうするのか、あるいはどのように助成の対象の選定するのかなど、公平性の面もあり、施策の優先度や費用の問

題もあるので、慎重に考えていきたいとの御答弁をしております。

次に34ページ、立憲・市民連合の佐々木委員から、フッ化物洗口についての御質問です。35ページの中段、学校でフッ化物洗口を行う理由と根拠について、学務担当主幹から、子供たちの齲歯を少しでも減らしたい、齲歯罹患率を改善するためには、全ての児童が平等に機会を得られるような仕組みで対策をすることが必要であること、根拠として、学校保健安全法第13条及び第14条に基づいているものと御答弁したほか、保護者説明会の実施や保護者からの同意書を得て実施すること、フッ化物洗口の安全性や薬剤の取り扱い説明書など資料の配付に関することや、実施時の流れなどについて、御答弁しております。

私からの報告は以上です。全てを説明しきれておりませんので、資料を御覧いただき、不明な点があれば、御連絡いただければと思います。

**教育長** 本件につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

**各委員** (なし)

**教育長** それでは、本件を終了いたします。  
続きまして、その他の報告で「寄附採納について」の説明をお願いします。

#### **その他 寄附採納について**

**教育総務課長** 寄附が3件ありましたので、御報告いたします。

1件目は、都通り商店街無農薬野菜即売会実行委員会様から、小樽市立図書館に対し、あわせて20万円相当の児童用図書77冊を御寄贈いただきました。

無農薬野菜の即売会の売上の一部から、これまで、平成21年度から24年度までと令和5年度は市立図書館に図書を御寄贈いただき、平成26年度から令和4年度までは、毎年2校ずつ小学校に御寄附をいただいております。

2件目は、都市開発株式会社様から、小樽市奨学資金基金に200万円を御寄附いただきました。

都市開発株式会社様からは、令和元年から本資金基金と小樽市交通災害遺児奨学資金基金に御寄附をいただいております。

3件目は、志和裕様から、小樽市交通災害遺児奨学資金基金に1万円を御寄附いただきました。

志和様からは平成12年より御寄附をいただいております、先月に引き続き今回で48回目、総額は54万円となります。

報告は以上です。

**教育長** 本件につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。  
御寄附は大変ありがたいことです。

よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。  
ただ今から非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

<非公開の審議開始>

#### **議案第5号 令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会委員の任命及び委嘱案**

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）から、「令和7年度使用小樽市中学校用教科用図書調査委員会委員の任命及び委嘱案」について説明し、全委員一致により可決した。

#### **議案第6号 令和6年度小樽市奨学生の決定案**

学校教育支援室主幹（学務担当）から、「令和6年度小樽市奨学生の決定案」について説明し、全委員一致により可決した。

#### **議案第7号 令和6年度一般会計補正予算に係る意見の申出案**

教育総務課長から、「令和6年度一般会計補正予算に係る意見の申出案」について説明し、全委員一致により可決した。

#### **議案第8号 小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案に係る意見の申出案**

教育総務課長から、「小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案に係る意見の申出案」について説明し、全委員一致により可決した。

#### **協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定について**

学校教育支援室主幹（指導・特別支援担当担当）から、「小樽市いじめ防止基本方針の改定について」説明し、小澤委員、常見委員、黒田委員から質問・意見があったほか、全委員一致により協議した。

#### **報告第4号 新総合体育館整備事業について**

教育部主幹（新総合体育館整備担当）から、「新総合体育館整備事業について」説明し、全委員一致により了承した。

#### **報告第5号 任用前の教諭による業務実施について**

教育総務課長から、「任用前の教諭による業務実施について」説明し、小澤委員、吉田委員から質問・意見があったほか、全委員一致により了承した。

<非公開の審議終了>

**教育長** 以上をもちまして、教育委員会第5回定例会を閉会いたします。